

## 積立金運用規程

### (目的)

第1条 一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という。）は、定款第4条に規定する事業の健全な運営に資するため、本会の積立金に関する規程（以下「積立金」という。）を設置する。

### (積立金)

第2条 積立金は、当該事業年度の事業活動により生じた剰余金から積み立てることとし、赤字の場合は積立てないこととする。

2 積立額は理事会にて決定することとする。

3 会計上、固定資産内特定積立金として取り扱い、流動資産内現預金と区分したものと当該積立金とする。

4 本会名義の積立預金口座に積み立て、通常運営に充てられる普通預金口座と区別し運用することとする。

### (積立金の使途)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、積立金の全部または一部を理事会の決議でもって取り崩し、支出することができる。また取り崩す額は理事会にて決定することとする。

- (1) 関東甲信越ブロック協議会における本会負担金を支払う場合
- (2) 本会が開催または関連する式典で相当の支出負担が必要となる場合
- (3) 経済事情の変動等により本会の運営財源が不足する場合において、当該不足額を上限として財源に充てる場合
- (4) 自然災害や人為的原因など不可抗力による災害が発生し、本会の復旧または被災地への復興を目的に多額の支出が必要であると認められる場合
- (5) その他通常の運転資金から支出してしまうと、本会運営に支障が生ずると理事会で判断された場合

### (管理)

第4条 積立金は、金融機関への預け入れをし、本会会長の責でもって安全かつ確実な保管をすることとする。

### (会計)

第5条 取り崩しは使途と額を理事会で決議したのち、代議員に報告してから実行する。ただし、不可抗力による災害時においては取り崩し実行後に報告することができることとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。